

市原市立小中学校空調設備整備事業

要求水準書

【修正版】

2018年9月

市原市教育委員会

— 目 次 —

第 1. 総則	1
1 要求水準書の位置づけ	1
2 本事業の基本方針	1
3 事業範囲	1
4 事業対象	2
5 適用基準等	2
6 本事業のスケジュール	4
7 貸与資料	4
8 事業関連資料等の取扱い	4
第 2. 空調設備に関する要求仕様	5
1 共通事項	5
2 空調設備機器	5
第 3. 設計業務に関する要求仕様	12
1 基本事項	12
2 設計業務の要求仕様	12
第 4. 施工業務に関する要求仕様	14
1 基本事項	14
2 業務の要求仕様	14
第 5. 統括管理業務に関する要求仕様	20
1 基本事項	20
2 業務の要求仕様	20
第 6. リスク分担表	22
第 7. 添付資料	26
1 設計業務時提出書類	26
2 施工業務時提出書類	27
3 統括管理業務時提出書類	28
4 対象学校一覧と空調方式	29
5 地図	31

第 1. 総則

1 要求水準書の位置づけ

本要求水準書は、市原市（以下「市」とする。）が、市原市立小中学校空調設備整備事業（以下「本事業」とする。）について、設計業務及び施工業務等を行う事業者（以下「事業者」とする。）を別に定める、市原市立小中学校空調設備整備事業公募型プロポーザル募集要項（以下「募集要項」とする。）により募集選定し、本事業を実施するために市が事業者に要求する最低の仕様を提示するものである。本要求水準書では空調設備（以下「空調設備」とする。）の機能及び性能、設計業務、施工業務、統括管理業務等について規定している。プロポーザル参加者は本要求水準書の内容を十分に確認し、事業及び業務内容についての理解を深め、より具体的な検討を加えたうえで提案を行うこと。

2 本事業の基本方針

本事業を実施するにあたって、以下の基本方針を踏まえること。

(1) 早期空調設備の供用開始

学習環境の改善を実現するため、可能な限り早期に空調設備の供用を開始する。遅くとも2019年9月2日に全ての事業対象において空調設備の供用を開始する。

(2) 快適な学習環境の提供と安全な設備の導入

児童生徒が快適に学習できる室内環境を実現し、導入の際には学校環境へ支障がない計画とし、児童生徒、教職員及び学校関係者の安全に十分配慮する。

(3) 費用対効果の高い設備の導入

空調設備の適正な性能を維持しながら、省エネルギー、省コストが図れるようにした設計、施工を行う。

(4) 地域への貢献

市内に本店を有する事業者（以下「市内事業者」とする。）を積極的に活用する等、地域経済の活性化に貢献する。

※市内事業者のうち、市原市競争入札参加資格者として登録されている事業者については、次のホームページで確認が可能である。

<https://www.city.ichihara.chiba.jp/jigyosya/kanzai/nyusatu/meibo.html>

3 事業範囲

本事業は、事業者が本要求水準書に示された要求仕様に沿って、下記の業務を行う。

(1) 設計業務

- (2) 施工業務
- (3) 統括管理業務

4 事業対象

(1) 設計業務

市原市立小学校 41 校

市原市立中学校 22 校

※うち 1 小中学校は小中一貫校のため、所在地は、計 62 か所

(2) 空調対象予定室

普通教室 856 室（新設）、その他空調既設室 94 室（更新）

※ 詳細については貸与資料を参照

5 適用基準等

本事業の実施にあたっては、関係法令、条例、規則、要綱を遵守するとともに、各種基準、指針等についても本事業の要求仕様と照らし適宜参考とすること（特に記載のないものは国土交通省大臣官房官庁営繕部監修とする）。また、関係法令、条例、規則、要綱、基準、指針等は全て公募時点において最新版を適用すること。なお、本事業の実施に関して特に留意すべき関係法令、条例、適用基準等は次のとおりである。

(1) 法令等

建築基準法

消防法

労働安全衛生法

労働基準法

電気事業法

騒音規制法

振動規制法

学校保健安全法

計量法

建築士法

建設業法

建築物における衛生環境の確保に関する法律

エネルギーの使用の合理化に関する法律

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律

石綿障害予防規則

ガス事業法

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律

電気設備に関する技術基準を定める省令

その他関連する法令等

(2) 条例等

千葉県建築基準法施行条例

市原市建築基準法施行細則

市原市環境保全条例

市原市環境保全条例施行規則

市原市火災予防条例

市原市火災予防条例施行規則

市原市下水道条例

その他関連する条例、規定等

(3) 基準・指針等

学校環境衛生基準 [文部科学省]

公共建築工事標準仕様書

(建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編) [国土交通省]

建築工事標準詳細図 [国土交通省]

公共建築設備工事標準図(電気設備工事編、機械設備工事編) [国土交通省]

公共建築改修工事標準仕様書

(建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編) [国土交通省]

建築設備設計基準 [国土交通省]

建築設備耐震設計・施工指針 [独立行政法人建築研究所監修]

官庁施設の総合耐震計画基準 [国土交通省]

建築工事監理指針 [国土交通省]

電気設備工事監理指針 [国土交通省]

機械設備工事監理指針 [国土交通省]

建築保全業務共通仕様書 [国土交通省]

工事写真の撮り方 建築設備編 [国土交通省監修]

内線規程 [社団法人 日本電気協会]

高圧受電設備規程 [社団法人 日本電気協会]

高調波抑制対策技術指針 [社団法人 日本電気協会]

非飛散性アスベスト廃棄物の取扱いに関する技術指針 [環境省]

建築物の解体等に係る石綿飛散対策防止マニュアル [環境省]

公共建築工事積算基準 [一般財団法人 建築コスト管理システム研究所]

※ その他本事業の実施にあたり必要となる関係法令 等

6 本事業のスケジュール

本事業の主なスケジュールは以下のとおり

本事業の仮契約	2018年11月8日（予定）
本事業の本契約	市原市議会における議決後
設計期間（当初設計に限る） ※詳しくは募集要項4.（5）による。	本契約日 ～2019年3月31日（予定）
施工期間 ※補助金交付決定後 ※詳しくは募集要項4.（5）による。	2019年2月 ～2019年8月30日（予定）
事業終了期限	2019年8月30日

7 貸与資料

業務遂行上、必要な資料の収集、調査、検討等は原則として事業者が行うものであるが、現在市が所有し、業務に利用できる資料等については、これを貸与する。この場合、貸与を受けた資料等については業務完了とともに全ての資料等を返却すること。また、貸与した資料等については、本事業以外の目的には使用してはならない。なお、貸与予定資料等は、下記一覧の通りである。

■貸与予定資料等一覧

施設台帳(小学校41校、中学校22校、合計63校) ※ 空調対象予定室、キュービクル、ガスメーター等のプロット図 ※ 室外機プロット図（参考）
計画概要書（参考） ※ 代表校1校の空調機器表、配置図、平面図
対象校 建築平面図CADデータ（仮契約後に貸与）
変圧器容量一覧、自家用電気工作物点検結果（年次点検）

8 事業関連資料等の取扱い

- (1) 市が提供する学校の図面等の資料は、一般公表することを前提としていない情報であるため、関係者以外配布禁止とし、取扱いに注意すること。
- (2) 事業者は、提供された資料等を本事業に係わる業務以外で使用しないこと。また、不要になった場合には、速やかに返却すること。
- (3) 提供した資料等を複写等した場合には、内容が読み取られないように処理したうえで、上記の返却時までにはすべて廃棄すること。

第2. 空調設備に関する要求仕様

1 共通事項

- (1) 夏季28℃、冬季22℃の室内温度を満足するサービスを提供すること。
- (2) 教育環境に相応しい快適な温熱環境を提供すること。
- (3) 操作性、維持管理性、更新性の高い設備を採用すること。
- (4) 学校及び学校近隣への影響（騒音、臭気、振動、排熱等）に配慮すること。
- (5) 環境負荷の少ない設備を採用すること。
- (6) 長寿命化に配慮し、耐久性の高い機器や材料を採用するとともに、今後の校舎の改修に配慮した計画とすること。
- (7) 費用対効果の最も高い設備を採用すること。
- (8) 既存建物や設備に影響を極力与えない設備とすること。

2 空調設備機器

(1) 一般事項

- ア ビルマルチ式電気ヒートポンプエアコン（以下「EHP」とする。） 、ビルマルチ式ガスヒートポンプエアコン（以下「GHP」とする。）及び個別型EHPの冷暖房切替型を採用すること。
- イ ヒートポンプエアコンはグリーン購入法による。
- ウ 学校関係者による運用性を考慮し、設置する機器、職員室に設置する集中コントローラー及び教室に設置する個別リモコンは原則、熱源形式毎に小中学校全校で統一された仕様とすること。
- エ 貸与する計画概要書は参考とし、その内容を市が保証するものではない。
- オ 事業者は貸与資料を考慮し、敷地、既存建物の特性、更新、維持管理のしやすさ、運営等に十分配慮し、より具体的な検討及び協議を行うこと。
- カ 学校の改修、更新時等に移設、更新及び撤去がしやすい場所に機器を設置すること。屋外の配管支持材等は耐食性に配慮すること。なお、ボルト・金物類はステンレス製とし、インサートは金属拡張アンカー（おねじアンカー）又は接着系アンカーを使用すること。接着系アンカーを使用する場合、強度の確認及び試験報告書を提出すること。
- キ 室外機の運転に使用した電力使用量及びガス使用量は学校ごとに測定が可能であること。但し、GHPの電力使用量は測定しないものとする。設置工事に伴う電気主任技術者等の立会費用は、事業者の負担とする。
- ク 機器は、日本製メーカーのものを使用すること。
- ケ 空調設備を選定する際に行う熱負荷計算は、建築設備設計基準〔国土交通省〕

の最新版及び下記の表による。

- コ 熱負荷計算にはすきま風負荷を適切に加算すること。
- サ 教職員、学校関係者が容易に扱えるよう操作性に配慮すること。
- シ EHPを採用する学校はデマンドコントローラーを設置すること。
- ス 空調設備の設置に必要な天井解体復旧、窓ガラスのアルミパネル化、機械基礎の構築等の建築付帯工事を行うこと。

屋外条件

	夏季	冬季
乾球温度 【℃】	34.3	2.0
絶対湿度 【g/kg (DA)】	19.4	1.3

※建築設備設計基準 [国土交通省] 東京

屋内条件

	夏季	冬季
乾球温度 【℃】	28	22
相対湿度 【%】	50	40

※建築設備設計基準 [国土交通省]

照明負荷

【W/m ² 】	7
---------------------	---

※学校環境衛生基準 [文部科学省] 300lx 7W/m²

普通教室人員数

【人/教室】	40
--------	----

人体負荷

【W/人】	顕熱 SH	潜熱 LH
	55	66

※建築設備設計基準 [国土交通省] 事務所

(2) 室外機

- ア GHP、EHPなど採用する空調方式が学校ごとに異なるため、本要求水準書の添付資料を参照し適切に機器を選定すること。原則、熱源方式は都市ガスが供給されている学校はGHPを予定している。ただし、熱源方式変更等に係るVE提案は検討の対象とする。
- イ EHP、GHP及び個別型EHPは、超高効率型を採用し、最も費用対効果の高い機種とすること。
- ウ 原則、地上置きとし、屋上、バルコニーは不可とする。なお、原則として室内環境に影響の出る場所、学校関係者が頻繁に使用する場所や通行に支障をきたす場所は避け、直射日光の当たる時間が少ない場所に設置することとし、学校との協議により決定する。（貸与資料に記載された室外機置場のプロット図は参考で

- あり、この場所に限定したものではない。また、プロット箇所についても必ず設置できるわけではなく、学校との協議により決定するものとする。)
- エ 室外機等の機器は、必要な安全対策、防球対策、防音対策、防振対策を講ずるものとする。また、必要に応じてスプリング防振対策を実施すること。そのうえ、機器番号、設置年、施工者名を明記すること。
- オ 安全、いたずら防止の観点から、メッシュフェンスの設置を行うものとする。なお、メッシュフェンスは、点検用の扉及び鍵を設け、保守点検に支障のない面積を確保し、高さはGL +1,500mm以上とするほか、フェンス内は土間コンクリートを打設する。
- カ 高調波抑制対策技術指針に準拠し、将来にわたって高調波環境目標レベル以下を維持するため、高調波対策に配慮すること。
- キ 室外機の排熱先に支障がある場合には、ルーバー等を取付けること。
- ク 既設設備（倉庫、マンホール、埋設管、花壇及び排水溝等）、樹木など障害物が干渉する場合、撤去又は移設など事業者の負担で行い適切に処置すること。なお、撤去又は移設するにあたり、事前に市及び学校と協議すること。
- ケ 教室の配置状況にあわせ、最もランニングコストの有利な効率的な室外機の系統分けを計画すること。
- コ 機械基礎は空調設備メーカー技術指針に準拠した構造とすること。
- サ 室外機基礎は、高さは250mm程度、配筋はD10@200mm 2段とすること。
- シ 冷媒は、オゾン層破壊係数ゼロのものを使用すること。
- ス GHPを使用する場合は、臭気低減仕様とすること。
- セ 使用する室外機等が、騒音規制法等の特定施設に該当しない場合であっても、その騒音値が学校の敷地境界線上にて当該地域の騒音に係る規制基準値を超える場合には防音壁等を設置し、当該規制値を遵守すること。
- ソ 運転に関して有資格者等の常駐を必要としない方式を採用すること。
- タ 既存建物との調和に留意すること。
- チ 水の江小学校においては2019年度に校舎の増築（普通教室3室、学童保育室3室）を予定しており、この教室の空調設備のうち室外機は本工事で設置するものとする。（教室の増築予定箇所、教室平面図は配布資料を参照）
なお、本機器の試運転調整は、増築校舎完成時に増築校舎の空調設備工事受注者と協力し実施すること。
- ツ 既存設備を損傷した場合は事業者の負担で復旧すること。
- テ 圧縮機の電動機出力の合計が3.7KW以上のもので定格出力の力率が80%未満のものは、進相コンデンサを設ける。
- ト 室外機の据え付けに際しては、耐震計算を実施し計算書を提出すること。

(3) 室内機

- ア 不快な冷感を与えないよう教室内の気流に配慮し、適切な台数を設置すること。室内機は原則、天吊型とし、教室の後方に設置すること。また、機器番号を

標示すること。

- イ 照明、火災報知機、扇風機、スクリーンなどが干渉する場合、事前に市及び学校と協議し、移設などを行い適切に処置すること。
- ウ 室内機の振れ止め対策として状況により4面に斜め材を設置すること。
- エ 振れ止め金具は脱落を防止するため、クリップで固定するタイプは使用せず、ボルトで緊結するタイプを使用すること。
- オ 仮に天井内にアスベストが吹付けされ封じ込めされている室があった場合は、天井を外さず工事するものとし、室内機及び配管等はブラケットにて吊り込むものとする。
- カ 室内機を選定する際に行う熱負荷計算は、建築設備設計基準〔国土交通省〕の最新版及び(1)一般事項の表による。(標準的な対象室(中間階で室面積65㎡程度のもの)あたりの室内機の能力の合計は、冷房時14.0KWを標準とする。)
- キ 対象室内における室内機の音圧レベルは、室中央部の床上1mで45db(A)(弱運転)以下とする。
- ク 屋内で吊りボルトが露出する場合は化粧管でカバーすること。

(4) 配管設備

ア 冷媒管

- (ア) 通常、児童生徒の手の届かない位置に配管すること。
- (イ) 非常用進入口及び避難動線等に干渉しない位置に配管すること。
- (ウ) 既設構造体(柱、梁、構造壁)の貫通は禁止する。なお、雑壁等を貫通する必要がある場合は市の了解を得たうえで、鉄筋探査等で鉄筋を損傷しないよう配慮すること。
- (エ) 配管のため窓ガラスをアルミパネルに変更する場合、カーテン、窓の開閉及び採光などの影響を最小限に留める。アルミパネルは3mm以上の厚さとする。
- (オ) 既設カーテン等が冷媒管により全閉できない状態となる場合は、当該箇所に開閉可能なカーテン等を設置すること。
- (カ) 冷媒配管保温仕上げは、屋内露出配管は合成樹脂カバーとし、屋外露出配管はSUSラッキングとすること。
- (キ) 屋内で吊りボルトが露出する場合は化粧管でカバーすること。

イ ドレン管

- (ア) ドレンは、手洗い場、バルコニールーフドレン、雨水側溝などに放流すること。また、ドレン用トラップを設置すること。
- (イ) ルーフドレンが設置されていない学校については、ドレン管を新設すること。
- (ウ) 機能上問題が無ければ保温付ドレン管の採用は可能である。

ウ 電気設備

- (ア) GHP室外機電源は原則、キュービクルの動力盤(3φ200V)予備MCBから取り出すこと。予備MCBが無い場合には電灯盤に増設すること。
- (イ) EHP室外機電源は、既存キュービクル内の変圧器交換を優先に検討し、交

換できない場合は、空調専用キュービクルを増設する。

また、増設する空調専用キュービクルが既存キュービクルのフェンス内に収まらない場合は、設置場所を学校と協議し、周囲にメッシュフェンスの設置を行うものとする。なお、メッシュフェンスは、点検用の扉及び鍵を設け、保守点検に支障のない周囲空地を確保し、高さは1,800mm以上とするほか、フェンス内は土間コンクリートを打設する。

- (ウ) 室外機近傍に室外機開閉器盤を設置すること。（主幹：MCB、室外機用分岐：ELB、室内機用分岐：MCB）
- (エ) 室内機は新設する室外機開閉器盤（1φ200V）から分岐し回路を設けること。
- (オ) 電源用配線は、600V架橋ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブル（EM-CE）、または、ビニル絶縁ビニルシースケーブル（EM-EEF）とすること。
- (カ) 制御用及びリモコン配線はシールド付ケーブル（EM-MEES等）とすること。
- (キ) 屋外キュービクル又は電気室・校舎間、校舎・校舎間等を横断する配線は、原則として、地中管路とすること。やむを得ない場合には、学校関係者等の手の届かない架空対応も可能とする。
- (ク) 屋外露出部で立上り部、立下り部及び機器接続部は、厚鋼電線管で保護する。
- (ケ) 屋内露出部は、メタルモール及び金属配管（塗装）で保護すること。
- (コ) 室内機用電源及び制御用配線は、冷媒管共巻きとすること。なお、電源配線と制御配線等との距離については電気設備技術基準に準拠すること。
- (サ) プルボックスの仕様は、屋内については鋼板製、屋外については防水型ステンレス製とすること。
- (シ) 既存の電柱に、新規の電線を設ける場合は、電柱の強度を計算すること。
- (ス) キュービクルから電源を取り出す場合は、ピットを経由して取り出すものとし、経由できない場合は、市及び電気主任技術者と打合せを行い、決定した方針に基づき本事業にて施工すること。

(5) 自動制御設備

ア 集中コントローラー

- (ア) 職員室に設置すること。
- (イ) スケジュールタイマー及び消し忘れ防止機能付とすること。
- (ウ) 個別リモコンの操作禁止機能付とすること。
- (エ) 空調設備供用開始日における各種設定については、事前に市及び学校と協議すること。
- (オ) 室外機のゾーニング図を標示すること。
- (カ) 水の江小学校において予定している増築校舎の普通教室（3教室分）の取り込みを見込むこと。
- (キ) 一括起動時に電源設備及びガス設備に影響がないよう順次室外機を運転させる機能を持つこと。

エ 個別リモコン

- (ア) 壁付けワイヤード型とすること。
- (イ) 原則、教室の前方廊下側に設置すること。
- (ウ) 消し忘れ防止機能付とすること。
- (エ) 対象教室毎に、運転、停止、温度、風量、タイマー設定機能付きとすること。
- (オ) 空調設備供用開始日における各種設定については、事前に市及び学校と協議すること。
- (カ) 機器番号を標示すること。

(6) エネルギー供給設備

- ア 本事業に必要な電力、ガス等のエネルギー供給設備を設置すること。必要に応じて既設機器の改修、配管、配線の盛り替え等を実施すること。なお、当該工事に伴い、一時的に機能が停止する場合は、事前に市及び学校と協議し、代替措置を講ずること。
- イ 本事業に必要なガス、電気のエネルギーについて、既存の容量が不足する場合は、増設等を実施し、十分な供給量を確保すること。
- ウ GHPの設置に際しては、所轄都市ガス事業者にガス本支管理設状況、エネルギーコスト減免及び保守点検の方法などを確認すること。
- エ 既設受変電設備を調査し容量又は回路数が不足する場合は交換又は増設を行うなどして増強すること。また、必要に応じてPCB含有分析を行い報告すること。
- オ 既存変圧器容量が、学校にある既存負荷設備（照明、空調設備、ポンプ、調理器具（冷凍冷蔵庫等）、換気機器、OA機器等）を調査のうえ、本事業で設置する空調設備を含めた負荷合計容量に見合った定格容量であるか確認すること。なお、超過する場合は市と協議すること。
- カ 供用開始後に、本事業によって導入された空調設備による電力消費が原因で、変圧器容量が不足する事態が生じた場合、事業者の負担により速やかに十分な容量の変圧器に交換するとともに、交換した変圧器が動力用の場合は力率改善対策として適正容量のコンデンサを設置すること。

(7) 将来への対応

- ア 将来、音楽室（音楽教室が複数ある場合は面積が最大の1教室とする）への空調設備を設置する際に、今回改修した箇所をさらに改修することがないように設置を見込んだガス設備、電気設備とすること。
- イ GHPは音楽室近辺に設置する室外機までのガス配管の口径を見込み設置するほか、室外機置場の確保及び室外機開閉器盤までの配線の容量と回路を見込み設置すること。
- ウ EHPは変圧器容量を見込み設置するほか、音楽室近辺に設置する室外機置場

の確保及び室外機開閉器盤までの配線の容量と回路を見込み設置すること。

(8) 更新機器

- ア 更新対象の機器は、本要求水準を満たす機器に更新すること。本要求水準を満たすことで機器の消費電力及びガス消費量が変わる場合は電気設備、ガス設備等の必要な改修工事を行うこと。
- イ 更新範囲は室外機、室内機、配管類、リモコン及び必要な付帯設備とする。既存設備は全て撤去、処分を行う。
- ウ 既存の冷媒配管、電気配線が使用可能と事業者が判断した場合は再利用を可とする。但し、冷媒配管は配管洗浄等を行う。配管類の再使用により、機器の故障や要求水準が未達になった場合は、事業者の負担により速やかに是正措置を行うこと。

第3. 設計業務に関する要求仕様

1 基本事項

(1) 業務の範囲

事業者は、本要求水準書、計画概要書、事業者提案に基づき、対象学校の対象室における空調設備を整備するために必要な設計を行う。

(2) 実施体制

ア 設計業務を総合的に管理する設計管理技術者及び設計主任技術者を1名ずつ配置し、設計管理技術者及び設計主任技術者の通知書を市に提出すること。

イ 設計管理技術者は、本事業の目的・趣旨・内容を十分理解し、次の要件を満たす者とする。

(ア) 一級建築士、又は設備設計一級建築士の資格を有する者。

(イ) 現場で生じる課題や市の要望に対し、適確な判断が可能な者。

(ウ) 設計管理技術者は、事業者又は協力会社の常勤の自社社員であること。

ウ 設計管理技術者は、統括管理責任者を除き、施工管理責任者を兼務することはできない。

2 設計業務の要求仕様

(1) 空調設備の設計業務

ア 将来の施設全体の維持管理、機器更新、その他工事等を考慮し設計を行うこと。

イ 本要求水準書に記載なき事項についても、設計上当然必要と推測される場合は、事業者の負担により完全に実施すること。

ウ 実施設計図を作成すると共に、学校ごとに機器単価、配管数量等が確認できる内訳明細のある見積書（以下、工事費内訳明細書という）を作成すること。

(2) その他付随業務

ア 事前調査業務

(ア) 設計業務着手前に業務期間中における手戻りが発生しないよう、事前調査を適切に実施し、市と十分協議すること。

(イ) 事前調査により空調設備の設置に支障をきたす状況が想定された場合、事業者は市に報告し協議を行うこと。なお、消防法に準拠し救助袋の下部及び避難経路等には機器類を設置しないこと。

イ 諸官庁との調整業務

ウ 書類・図書等の提出

(ア) 本事業において他業務と類似した書類を作成する場合は、統一した様式にて提出すること。

(イ) 事業者は、本要求水準書の添付資料に記載のある書類を作成し管理すること。また、市の確認を受けること。

エ 申請業務

空調設備設計業務にあたり必要となる各種許可申請、届出等がある場合は、事業者の責任において、適切に実施すること。また、市に報告すること。

オ 検査業務

(ア) 事業者は設計完了後速やかに自主検査を実施し、自主検査完了後に市の完了検査を受けること。

(イ) 完了検査の指摘事項は施工業務の着手前までに修正を完了させ市に報告すること。

カ 報告業務

事業者は業務の進捗状況や必要な提出書類を市に定期的に報告すること。場合により市が用意する一元管理システムに適宜、入力及びアップロードを行うこと。

(3) その他留意事項

ア 教室の位置について

貸与した施設台帳の空調対象予定室の位置は、新年度学級編制の都合により変更する可能性がある。ただし、総数については、変更しない。

イ ランニングコストの試算について

空調設備の設置に伴う光熱費等ランニングコストの増加分について、学校毎に算出すること。

第4. 施工業務に関する要求仕様

1 基本事項

(1) 業務の範囲

業者は、本要求水準書、設計業務による成果品、事業者提案に基づき、対象学校の対象室すべてにおいて空調設備の施工を行うこと。

(2) 実施体制

ア 業務を総合的に管理する施工管理責任者及び現場代理人を1名配置し、施工管理責任者及び現場代理人の通知書を市に提出すること。

イ 施工管理責任者は、本事業の目的・趣旨・内容を十分理解し、次の要件を満たす者とする。

(ア) 管工事の監理技術者の資格を有する者。

(イ) 現場で生じる課題や市の要望に対し、適確な判断が可能な者。

(ウ) 施工管理責任者は、事業者の常勤の自社社員であること。

ウ 施工管理責任者は、統括管理責任者を除き、設計管理技術者を兼務することはできない。

エ 事業者は、学校ごとに工事期間中の児童生徒及び教職員並びに保護者等の安全確保、学校のセキュリティ確保、工事スケジュールの管理、工事作業員の安全管理、学校との調整や定期的な報告及び企業間の調整等を統括管理する施工担当者を1名選任すること。なお、施工担当者は近接する小中学校に限り、1名につき同一施工時期に5校まで担当できるものとする。ただし、市は事業者が選任した施工担当者が当該校の統括管理を全うできていないと市が判断した場合は、施工担当者の変更及び追加を指示することができるものとする。

オ 施工担当者は、事業者の常勤の自社社員又は協力会社の社員であること。

カ 事業者は各学校ごとに連絡担当者を1名以上選任し、施工中は常時学校及び施工担当者との連絡が可能な体制を構築する。

2 業務の要求仕様

(1) 空調設備の施工業務

ア 一般的要件

(ア) 工事施工等、必要となる各種申請、届出等は、事業者の責任・費用において行うこと。また、仮設、施工方法及びその他工事を行うために必要な一切の業務は、事業者が自己の責任において遅滞なく行うこと。

(イ) 市内事業者に発注するように努めると共に発注の際は、予め市内事業者発注等計画書を作成し、市に提出して確認を得ること。また、施工業務完了時に市内事業者発注等計画書に基づき、全ての市内事業者に関する発注・請負金額等の実績を明記した市内事業者発注等実績報告書を作成し、市に提出して確認を得ること。

- (ウ) 工事中、第三者及び他の施設等に損傷を与えた場合は市と速やかに協議し、無償対応すること。
- (エ) 職員室、保健室、コンピュータ室等の既設空調設備は、学校運営上支障をきたさないよう長期間停止することを避けること。
- (カ) 本要求水準書に記載なき事項についても、設置、使用上当然必要と推測される場合は、事業者の負担により完全に実施すること。

イ 工事用電力、水道、ガス

空調設備の試運転調整を含めた工事期間中に要する工事用電力、水道、ガスは市の負担とする。

ウ 現場作業日、作業時間

- (ア) 現場作業日、作業時間は、授業・学校行事に影響のない範囲とする。
- (イ) 現場作業時間は原則として、8時30分から17時15分までとし、夜間は工事を行わないこと。やむを得ず、作業を行う場合は、近隣に配慮し、事前に計画書を提出し、学校の了解を得たうえで作業を行うこと。なお、施設の管理者が通常勤務時間外に継続的に出務することがないように十分配慮すること。
- (ウ) 現場作業の騒音、振動低減に努めるとともに、騒音、振動のおそれがある場合は、事前に市及び学校と協議し学校運営に支障をきたさないように配慮すること。

エ 工事現場の管理

- (ア) 工事期間中は、工事の施工に伴う事故及び災害の防止に努めること。
- (イ) 火気を使用する作業を実施する際は、火気取扱いに十分注意するとともに、作業場の養生、消火設備の設置等、火災防止の徹底を図ること。
- (ウ) 建設業法等に規定されている現場標識を適切な場所に掲示すること。
- (エ) 工事期間中、常に工事日報等を整備された状態とすること。
- (オ) 学校敷地内に現場事務所及び作業員詰所等を設営する場合は、位置、期間を明らかにしたうえで、事前に学校と協議すること。
- (カ) 工事用車両の駐車場及び資材置場等は原則、学校敷地内の空きスペースを使用可能とするが、位置とともに安全管理を徹底すること。事前に学校と協議すること。
- (キ) 工事用車両は交通ルールを厳守し、学校敷地内及び近隣地域において、交通事故、交通障害等の発生を防止すること。
- (ク) 学校敷地内及び学校敷地周辺近隣地域においては禁煙とする。
- (ケ) 工事期間中、学校敷地内で使用を許可された場所等の管理は、事業者の責任にて適正に行うこと。
- (コ) 現場事務所は学校毎に設置するか、少なくとも現場代理人及び施工担当者毎に設置すること。なお、現場代理人の常駐する事務所には、監理事務所（備品を含む）を併設すること。
- (サ) 工事関係者が使用するトイレは、学校のトイレの内、一カ所を使用できる。
- (シ) 機械警備システムが工事に支障となる場合、市、対象校及び市が委託する警

備管理業者と協議のうえ、事業者の負担により仮設配線工事等の必要な措置を講じる。

- (ス) 火災警報装置等の防災システムは、工事中も正常な動作を担保する。やむを得ず稼働できない場合には、市、対象校及びその他関係機関と協議し、事業者の負担により適切な代替措置を講じる。
- (セ) 校内LAN設備が施工上支障となる場合、市、対象校と協議のうえ、事業者の負担により必要な措置を講じる。
- (ソ) 外壁にアンカーを打設する場合は水で湿らせてから集じん装置付きドリルを用いて行うこと。

オ 非常時・緊急時の対応

事故、火災等への対応について、事業者はあらかじめ防災マニュアルを作成する。また、事故等が発生した場合は、防災マニュアルに従い直ちに被害拡大の防止に必要な措置を講じること。また、市へ通報すること。

カ 試運転調整

空調設備供用開始前に、試運転調整を実施すること。また、試運転調整記録を作成し、市に提出して確認を得ること。なお、試運転調整結果がメーカー基準値等の判定基準を満足しない場合は、適正な是正処置を講じること。

キ 空調設備の取扱い説明

事業者は、空調設備供用開始前に取扱説明書とは別に学校向けに簡易操作マニュアルを作成し、各学校毎に説明会を実施すること。時期は市との協議による。

ク その他施工に必要な業務

- (ア) 本事業で導入した空調設備には、既存設備との区別を明確にするために、事業者名、事業期間、連絡先等を標示すること。
- (イ) 掘削に伴う残土は校内処理とする。

ケ 竣工図を作成すると共に、最終の工事費内訳明細書を作成すること。

(2) その他付随業務

ア 諸官庁との調整業務

- (ア) 諸官庁への届出、手続等については遅滞なく行うこと。着工時に諸官庁届出リストを作成し内容と時期の確認を行い、工程の遅れにならないようにすること。手続き費用は事業者の負担とする。
- (イ) 工事に関連して市が行う手続きや検査に協力し、必要に応じて市の指示により必要な労務及び作業の協力を行うこと。

イ 近隣住民への配慮

- (ア) 工事に先立ち、市民に周知をするための工事案内文を作成し、市に提出すること。また、市の要請に応じて、その他説明資料の作成等に協力すること。
- (イ) 工事に先立ち、工事案内文を近隣住民へ配布・説明すること。配布する範囲は、原則として隣接する住宅等とするが、事前に市と協議すること。
- (ウ) 近隣住宅地に対する施工時の騒音及び振動については十分に配慮すること。
- (エ) 公道からの車両進入等については、安全に十分配慮すること。状況に応じ交

通誘導員を配置するなど安全対策を確実に行うこと。また、工事車両による搬出入に関しては適宜、散乱防止処置及び洗車を行うこと。なお、登校時間帯は、工事関係車両の通行は原則禁止とする。

ウ 本事業以外の工事請負者等との調整業務

工事期間中に敷地内において、市が発注する他案件の工事や作業等が発生した場合、互いに事業を円滑に進めるよう、本事業以外の工事請負者等と十分調整を行うこと。

エ 書類・図書等の提出

(ア) 本事業において他業務と類似した書類を作成する場合は、統一した様式にて提出すること。

(イ) 事業者は、本要求水準書の添付資料に記載のある書類を作成し管理すること。また、市の確認を受けること。

オ 申請業務

(ア) 市原市環境保全条例等に基づき、隣地境界における騒音測定を実施し、測定記録を市に提出すること。なお、騒音規制基準 50dB 以下の範囲外の学校も一律 50dB 以下を満足すること。

(イ) 事業者は、本事業に伴い諸官庁検査を要する工事が発生した場合は、必要に応じて検査に立会うこと。また、検査記録を含めた諸官庁届出書類を確認し、検査結果を市に報告すること。

カ 検査業務

(ア) 事業者は工事完了後速やかに自主検査を実施すること。

(イ) 事業者は、(ア)の自主検査及び工事監理業務受託企業による監理者検査完了後、検査結果を市に報告すること。なお、市は必要に応じて事業者の自主検査に立ち会うことができることとする。

(ウ) 事業者は、上記の自主検査、監理者検査を実施後、市の完了検査を受けること。なお、指摘事項は、空調設備供用開始前日までに速やかに是正工事を完了させ、是正報告書を書面にて市に提出して確認を得ること。

(エ) 事業者は、学校環境の早期改善のため、部分使用が可能となるよう努めること。なお、市及び学校が部分使用を行うにあたり必要な検査を受けること。

キ 報告業務

事業者は業務の進捗状況や必要な提出書類を市に定期的に報告すること。場合により市が用意する一元管理システムに適宜、入力及びアップロードを行うこと。

(3) その他留意事項

ア 補助金交付に伴う施工開始日

本事業は、学校施設環境改善交付金（文部科学省）の活用を予定しており、施工業務の開始日は、原則として補助金の交付決定後（2月下旬を想定）とする。ただし、交付決定が3月以降となる場合は、市との協議による。

イ 電子納品

(ア) 本工事は電子納品対象工事とし、「市原市電子納品に関する手引き〔営繕工事編〕」により納品するものとする。

- (イ) 電子納品のレベルは 1 とし、電子納品の対象書類は次のとおりとする。
 - ①. 発注図書、特記仕様書
 - ②. 測量結果一覧表
 - ③. 完成図面
 - ④. 工事写真（参考図含む）
- (ウ) 電子納品時に紙での提出も必要と思われる場合は、別途協議をする。
- (エ) 電子化に必要な環境については、十分理解をして作業をすること。なお、電子納品作成支援ソフト、チェックソフトは必ず使用すること。
（市原市電子納品に関する手引き〔営繕工事編〕については、市ホームページからダウンロードできます。）

ウ 建設副産物の処理

- (ア) 「千葉県建設リサイクル促進計画 2016 ガイドライン」に基づき、本工事に係る「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を「建設副産物情報交換システム（COBRIS）」により作成し、各 1 部提出すること。また、計画の実施状況（実績）については「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を作成し、「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」と合わせて提出するとともに、これらの記録を工事完成後一年間保存しておくこと。
- (イ) 建設副産物の処理に先立ち、「建設副産物処理承認申請書」を作成し、監督職員の確認を受け、同申請書を 1 部提出すること。
- (ウ) 建設廃棄物の処理を委託する場合は、運搬あるいは処理について許可業者と各々建設廃棄物処理契約を締結し、「建設廃棄物処理委託契約書」を監督職員に提示するとともに、同契約書の写しを提出すること。
- (エ) 建設副産物の処理完了後速やかに、「建設副産物処理調書」を作成し、1 部提出するとともに、実際に要した処理費等（受入伝票、写真等）を証明する資料を監督職員に提出し確認を受けること。
- (オ) 建設廃棄物の処理にあたって、産業廃棄物管理票制度に基づく紙マニフェスト方式による場合は、複写式伝票を監督職員に提示し確認を受けるとともに、D 及び E 票の写しを提出すること。また、電子マニフェスト方式による場合は、建設廃棄物の引渡し時、運搬終了時及び処分終了時に登録した情報をパソコンにより印刷し提出すること。

エ ワンデーレスポンス

- (ア) 本工事は、「ワンデーレスポンス」実施対象工事である。「ワンデーレスポンス」とは受注者から質問、協議への回答は、基本的に「受付した翌開庁日の 17 時まで」に回答するよう対応することである。ただし、受付した翌開庁日の 17 時までには回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議の上、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「翌開庁日の 17 時まで」にすることとする。
- (イ) 受注者は計画工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督職員と協議を行うこと。

(ウ) 受注者は工事施工中において、問題が発生した場合や計画工程と実施工程に差異が生じるおそれがある時は、原因を研究するとともに速やかに文書にて監督職員へ報告すること。

オ 現場代理人の常駐義務の緩和について

(ア) 本工事は、「現場代理人の常駐義務の緩和に関する取扱要領」（平成 28 年 6 月 15 日改正）に基づき、現場代理人の常駐義務が緩和される。

カ 本工事は工事カルテ作成及び登録対象工事である。

キ 受注者は、東洋ゴム化工品㈱及びニッタ化工品㈱で製造された製品や材料を用いる場合には第三者機関による品質を証明する書類を発注者に提出しなければならない。

第5. 統括管理業務に関する要求仕様

1 基本事項

(1) 業務の範囲

- ア 統括管理業務
- イ コスト管理業務

(2) 実施体制

- ア 本事業の設計業務、施工業務の全体を総合的に把握、管理し、各業務間の連絡・調整等を適切に行う統括管理責任者を事業期間にわたり1名配置し、統括管理責任者の通知書を市に提出すること。
- イ 統括管理責任者は、事業者（JVの場合は代表企業）の常勤の自社社員とする。
- ウ 統括管理責任者は、担うべき業務範囲の役割を確実に遂行できる限りにおいて、設計管理技術者又は施工管理責任者のうち一つに限り兼務することができる。
- エ 統括管理責任者は、本事業の目的・趣旨・内容を十分理解し、次の要件を満たす者とする。
 - (ア) 設計業務、施工業務及び統括管理業務を総合的に統括管理し、本事業を取りまとめすることができる者。
 - (イ) 市が主催する委員会及び説明会等に参加し、事業の状況等を説明できる者。
 - (ウ) 現場で生じる課題や市の要望に対し、事業者の代表として適確な判断が可能な者。
- オ 統括管理責任者は、自らの業務を円滑に遂行するため、業務を補佐・代行する次の要件を満たす統括管理技術者を配置することができる。
 - (ア) 事業者（JVの場合は構成員）又はグループ応募を行った協力会社に常勤する者で3か月以上の雇用関係にある者。
 - (イ) 統括管理責任者と同等の能力を有する者。

2 業務の要求仕様

(1) 統括管理業務

ア 事業全体の管理

(ア) 全体管理

- ・ 設計管理技術者及び施工管理責任者と共に事業スケジュールを管理し、事業予定スケジュールを遵守すること。
- ・ 事業全体を総合的に管理できるように、各業務を担当する企業との連携・役割・責任分担を明確にした業務実施体制を構築すること。
- ・ 各業務の履行状況を把握し、本要求水準書及び事業者の提案内容を満足できているかを管理すること
- ・ 設計管理技術者、設計主任技術者、施工管理責任者、現場代理人及び施工担当者が業務を円滑に遂行し、法令を遵守するよう管理・監督するとともに、必

要に応じて指導すること。

・各業務責任者が作成の上、市に提出する各書類・図書等について市への提出前に、本要求水準書に適合しているか確認すること。

(イ) 連絡調整

各業務責任者を集めた会議を定期的に行い、情報共有や業務調整を適切に行うこと。またその内容を市に報告し、確認を得ること。

イ 書類・図書等の提出

(ア) 本事業において他業務と類似した書類を作成する場合は、統一した様式にて提出すること。

(イ) 事業者は、本要求水準書の添付資料に記載のある書類を作成し管理すること。また、業務開始前に市の確認を受けること。

ウ 報告業務

事業者は業務の進捗状況や必要な提出書類を市に定期的に報告すること。場合により市が用意する一元管理システムに適宜、入力及びアップロードを行うこと。

(2) コスト管理業務

ア 設計業務完了時の工事内訳明細書

事業者は、設計業務完了時に、単価、数量及び諸経費を定めた工事内訳明細書を提出するものとする。

イ 工事請負代金の変更

原則として実施設計完了時の工事費内訳明細書は、仮契約時の工事請負代金を超えることはできない。ただし、次の場合を除く。

(ア) 市からの追加要求により要求水準書等の条件の変更や設計内容が変更になる場合。

(イ) 事業者が要求水準書等の条件や設計内容の変更を提案し、市が特にこれを承諾した場合。

ウ 単価及び諸経費率

金額の変更については、実施設計完了時の工事内訳明細書に記載された単価及び諸経費率とし、新たな設計や工法など契約時の工事内訳明細書に記載のない単価は、市と事業者が価格協議のうえ、合意した単価とする。

エ 減額提案

変更後の金額が当初の工事請負代金を上回るおそれがある場合、事業者は市に対して合わせて減額となる提案（ただし、本要求水準を満たすものとする。）を行い、当初の工事請負代金を上回らないように努める。

オ 金額変更の報告

事業者は、工事請負代金の変更になると考えられる場合、その都度、市に対し、書面により、変更項目及び内容、変更とみなす理由及び概略予想金額を速やかに報告しなければならない。市は、その報告を受け変更の採否を事業者に通知するものとする。変更が採用された場合、事業者は市と合意した変更内容を随時整理し、市に報告するものとする。

第6. リスク分担表

本事業で想定されるリスク及び発注者と事業者のリスク分担は、次表（案）を基本とするが、詳細は特定後から設計施工契約までの間に協議の上、決定する。

【定義】発注者：市原市

事業者：設計業務及び施工業務等を行う事業者

空調設備：本事業にて設置する全ての機器、配管、配線、基礎などを示す。

1 共通

リスクの種類	リスクの内容	負担者	
		発注者	事業者
募集要領（要求水準書を除く）	募集要領等の記載事項の誤り、又は変更に係るリスク	✓	
要求水準書	要求水準書の変更に伴うリスク	✓	
	事業者が要求水準書を満たせないリスク（ただし、前記要求水準書の変更がなされた場合を除く）		✓
応募	応募費用の負担に関するリスク		✓
設計施工契約	発注者の責めに帰すべき事由により締結できない場合又は延期の場合のリスク	✓	
	事業者の責めに帰すべき事由により締結できない場合のリスク		✓
金利・物価変動	物価・労務費変動のリスク（変動の程度により協議）	✓	✓
法令の変更	本事業に直接関連する法令（税制度を除く）の新設又は改正に伴う発注者による大幅な仕様等の変更に係るリスク	✓	
	本事業に直接関連する法令（税制度を除く）の新設又は改正に伴う上記以外の変更に係るリスク		✓

リスクの種類	リスクの内容	負担者	
		発注者	事業者
税制度の変更	事業者の利益に課せられる税制度の変更及び新設に伴うリスク		✓
	消費税率の変更、新たな税項目の設定など、上記以外の税制度の変更に係るリスク	✓	✓
許認可取得	発注者の責めに帰すべき事由により必要な許認可が取得できない場合又は遅延の場合のリスク	✓	
	事業者の責めに帰すべき事由により必要な許認可が取得できない場合又は遅延の場合のリスク		✓
住民対応	発注者が行う業務、又は発注者の責めに帰すべき事由による住民運動、訴訟等のリスク	✓	
	事業者が行う業務、又は事業者の責めに帰すべき事由による住民運動、訴訟等のリスク		✓
環境問題 ※騒音・振動・大気汚染・水質汚濁・臭気等	発注者が行う業務、又は発注者の責めに帰すべき事由による環境問題に係るリスク	✓	
	事業者が行う業務、又は事業者の責めに帰すべき事由による環境問題に係るリスク		✓
セキュリティ	発注者の責めに帰すべき事由による警備不備に係るリスク	✓	
	事業者の責めに帰すべき事由による警備不備に係るリスク		✓
自然災害等	自然災害、暴動、騒乱等のうち、発注者及び事業者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的又は人為的事象によるリスク	✓	
債務不履行	発注者の責めに帰すべき事由による債務不履行のリスク	✓	
	事業者の責めに帰すべき事由による債務不履行のリスク		✓

2 設計・設置工事

リスクの種類	リスクの内容	負担者	
		発注者	事業者
測量・調査	発注者が実施した測量・調査に誤りがあつたことに起因するリスク（参考として提示する図書については対象外とする）	✓	
	事業者が実施した測量・調査に誤りがあつたことに起因するリスク		✓
用地瑕疵	計画用地の瑕疵によるリスク	✓	
設計変更	発注者の責めに帰すべき事由による設計変更に係るリスク	✓	
	事業者の責めに帰すべき事由による設計変更に係るリスク		✓
空調設備損傷	発注者の責めに帰すべき事由による設置工事中の空調設備及び既施設の損傷に係るリスク	✓	
	事業者の責めに帰すべき事由による設置工事中の空調設備及び既施設の損傷に係るリスク		✓
	第三者の責めに帰すべき事由による設置工事中の空調設備及び既施設の損傷に係るリスク		✓
建設費増大	発注者の責めに帰すべき事由による空調設備の設置費用増大に係るリスク	✓	
	事業者の責めに帰すべき事由による空調設備の設置費用増大に係るリスク		✓
工期遅延	発注者の責めに帰すべき事由による空調設備の設置工期遅延に係るリスク	✓	
	事業者の責めに帰すべき事由による空調設備の設置工期遅延に係るリスク		✓
供用遅延	発注者の責めに帰すべき事由により、空調設備供用開始が遅延するリスク	✓	
	事業者の責めに帰すべき事由により、空調設備供用開始が遅延するリスク		✓

リスクの種類	リスクの内容	負担者	
		発注者	事業者
機器・備品	発注者が調達する機器、備品に関するもの	✓	
	事業者が調達する機器、備品に関するもの		✓
自然災害等	自然災害、暴動、騒乱等のうち、発注者及び事業者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的又は人為的事象により事業がストップした場合のリスク	✓	

第7. 添付資料

1 設計業務時提出書類

■ 設計業務着手前

品目	部数	体裁	媒体種別		備考
			紙	電子	
設計管理技術者の通知書	1	A 4	○	—	
設計主任技術者の通知書	1	A 4	○	—	
設計業務計画書 ・業務方針書 ・業務工程表 ・業務組織計画 (担当技術者名簿、業務分 担表、経歴書(資格証・免 許証の写し添付)を含む) ・使用する主な図書及び基準 ・連絡体制 等	1	任意	○	—	

■ 設計業務中

品目	部数	体裁	媒体種別		備考
			紙	電子	
打合せ議事録	3	A 4	○	○	
打合せに必要な設計資料	※	任意	○	—	※会議参加人数分

■ 設計業務完了時

品目	部数	体裁	媒体種別		備考
			紙	電子	
設計計算書	5	任意	○	○	
ランニングコスト試算結果	1	任意	○	○	
空調設備設計図 電気設備設計図	1 0	A 3 二つ折 製本	○	○	
工事費内訳明細書	5	A 4	○	○	
関係官庁届出書類	1	A 4	○	—	
自主検査記録	1	任意	○	—	

2 施工業務時提出書類

市原市ホームページ営繕工事関係書類を提出すること。

<http://www.city.ichihara.chiba.jp/jigyosya/kouji/ichihara-eizen-kouji.html>

他、以下の書類を提出すること。

■ 施工業務着手前

品目	部数	体裁	媒体種別		備考
			紙	電子	
施工管理責任者の通知書	1	A 4	○	—	
現場代理人の通知書	1	A 4	○	—	
施工担当者の通知書	1	A 4	○	—	
組織体制表 (資格証・免許証の添付)	1	A 3	○	—	
市内事業者発注等計画書	1	任意	○	—	

■ 施工業務中

品目	部数	体裁	媒体種別		備考
			紙	電子	
打合せ議事録	3	A 4	○	○	
打合せに必要な施工資料	※	任意	○	—	※会議参加人数分

■ 施工業務完了時

品目	部数	体裁	媒体種別		備考
			紙	電子	
試験結果報告書（試運転調整記録を含む）	1	任意	○	—	
隣地境界における騒音測定記録	1	A 4	○	—	
簡易操作マニュアル	1	A 4	○	○	
市内事業者発注等実績報告書	1	任意	○	—	
諸官庁届出書類（検査記録を含む）の写し	1	A 4	○	—	
自主検査記録	1	任意	○	—	
工事費内訳明細書	1	A 4	○	○	

3 統括管理業務時提出書類

■設計施工契約締結後

品目	部数	体裁	媒体種別		備考
			紙	電子	
統括管理業務責任者の通知書	1	A 4	○	—	
事業計画書 ・本事業全体の事業スケジュール ・本事業全体の組織計画 ・連絡体制 等		任意	○	—	

■設計施工業務中

品目	部数	体裁	媒体種別		備考
			紙	電子	
追加増減リスト	1	任意	○	○	
法令チェックリスト	1	A 4	○	○	
要求水準チェックリスト	1	A 4	○	○	
打合せ議事録	3	A 4	○	○	
打合せに必要な設計資料	※	任意	○	—	※会議参加人数分

4 対象学校一覧と空調方式

No	学校名	住所	空調方式
1	八幡小学校	市原市八幡 530	GHP
2	菊間小学校	市原市菊間 1620-1	GHP
3	市原小学校	市原市能満 1320	EHP
4	辰巳台東小学校	市原市辰巳台東 4-13	GHP
5	辰巳台西小学校	市原市辰巳台西 4-16	GHP
6	五井小学校	市原市五井東 1-6-3	GHP
7	白金小学校	市原市君塚 3-19	GHP
8	国府小学校	市原市村上 1402-1	EHP
9	京葉小学校	市原市五井西 3-9-2	GHP
10	千種小学校	市原市青柳 1801	EHP
11	東海小学校	市原市廿五里 558	EHP
12	姉崎小学校	市原市椎津 461	GHP
13	有秋東小学校	市原市不入斗 753	GHP
14	海上小学校	市原市神代 125	EHP
15	市西小学校	市原市海士有木 1130	EHP
16	養老小学校	市原市松崎 820	EHP
17	湿津小学校	市原市潤井戸 2299-14	EHP
18	市東第一小学校	市原市瀬又 1820	EHP
19	戸田小学校	市原市馬立 830	EHP
20	牛久小学校	市原市皆吉 933-2	EHP
21	内田小学校	市原市島田 20	EHP
22	鶴舞小学校	市原市鶴舞 708	EHP
23	有秋西小学校	市原市有秋台西 2-3	GHP
24	若葉小学校	市原市五井 5555-1	GHP
25	明神小学校	市原市姉崎 1850	GHP
26	若宮小学校	市原市若宮 3-13	GHP
27	石塚小学校	市原市八幡石塚 2-4	GHP
28	青葉台小学校	市原市青葉台 1-10-1	GHP
29	白幡小学校	市原市山木 108	GHP
30	国分寺台小学校	市原市南国分寺台 3-2	GHP
31	光風台小学校	市原市光風台 4-546	GHP
32	寺谷小学校	市原市寺谷 687-1	EHP
33	国分寺台西小学校	市原市西国分寺台 2-11-1	GHP
34	有秋南小学校	市原市桜台 3-1-1	GHP
35	国分寺台東小学校	市原市東国分寺台 5-1	GHP

3 6	水の江小学校	市原市ちはら台東 2-15	GHP
3 7	五所小学校	市原市五所 2154-1	GHP
3 8	清水谷小学校	市原市ちはら台南 5-2	GHP
3 9	牧園小学校	市原市ちはら台南 2-7	GHP
4 0	ちはら台桜小学校	市原市ちはら台東 5-13	GHP
4 1	加茂小学校	市原市平野 123 (加茂中学校と同じ)	EHP
4 2	八幡中学校	市原市八幡 500	GHP
4 3	菊間中学校	市原市菊間 1850	GHP
4 4	市原中学校	市原市能満 1450	GHP
4 5	五井中学校	市原市五井 922-2	GHP
4 6	東海中学校	市原市今富 477	EHP
4 7	姉崎中学校	市原市姉崎 2156	GHP
4 8	三和中学校	市原市磯ヶ谷 1703	EHP
4 9	湿津中学校	市原市潤井戸 2297-2	EHP
5 0	市東中学校	市原市東国吉 356	EHP
5 1	辰巳台中学校	市原市辰巳台東 2-2	GHP
5 2	加茂中学校	市原市平野 123	EHP
5 3	南総中学校	市原市安久谷 140	EHP
5 4	若葉中学校	市原市五井 5308	GHP
5 5	有秋中学校	市原市不入斗 1200	GHP
5 6	八幡東中学校	市原市菊間 428	GHP
5 7	国分寺台中学校	市原市南国分寺台 2-1	GHP
5 8	姉崎東中学校	市原市姉崎 3056-1	GHP
5 9	双葉中学校	市原市光風台 1-475	GHP
6 0	千種中学校	市原市千種 6-1-1	GHP
6 1	国分寺台西中学校	市原市国分寺台中央 5-1-1	GHP
6 2	ちはら台南中学校	市原市ちはら台南 5-3	GHP
6 3	ちはら台西中学校	市原市ちはら台西 5-1	GHP

5 地図

